

社会福祉法人望月悠玄福社会 評議員及び役員の報酬・費用弁償規程

平成 6 年 4 月 1 日  
社会福祉法人望月悠玄福社会規程 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人望月悠玄福社会の評議員及び理事長、理事、監事、顧問（以下「役員」という）の報酬・費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第 3 条 評議員及び役員の費用弁償は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 29 年 5 月 29 日から適用する。

別表

評議員及び役員	金 額
理 事 長	1 日につき、6,000 円とする。
理事・監事・顧問	1 日につき、5,000 円とする。
評 議 員	1 日につき、3,500 円とする。